

京都市訓令甲第 6 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年7月21日

京都市長 門 川 大 作

別表第1第2類の款産業観光局農林振興室の項中「京北農林業振興センター」を「京北・左京山間部農林業振興センター」に改める。

別表第5事業所の長（東京事務所長，元離宮二条城事務所長及び桃陽病院長を除く。）の項第8号中「京北農林業振興センター所長」を「京北・左京山間部農林業振興センター所長」に改める。

別表第5農業振興センター所長及び京北農林業振興センター所長の項中「京北農林業振興センター所長」を「京北・左京山間部農林業振興センター所長」に改め，同項第4号を削り，同項第5号中「条例」を「京都市里道管理条例（次号及び第6号において「条例」という。）」に改め，同号を同項第4号とし，同項中第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，第8号を削り，同項第9号中「条例」を「京都市水路等管理条例」に改め，同号を同項第7号とし，同項第10号を同項第8号とする。

附 則

この訓令は，令和3年7月26日から施行する。

（行財政局人事部人事課）